

西宮市立西宮高等学校 授業の再開（教育活動等）に関する指針

【分散登校（6月1日～14日）に関すること】

【休業期間中および分散登校期間中における家庭学習の取り扱いに関すること】

【長期休業日等を利用した授業日の確保】

省略

【学校再開後の授業等の実施】 感染防止に向けた体制整備や授業、学校生活での配慮事項等共通理解。

5 授業を再開する上での留意点等について

各教科等の指導について、感染症対策を講じてもなお感染の可能性があるため、実施することができない学習活動の内容等。

- 各教科等の指導について、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、当分の間、これを行わない。
 - ・ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
 - ・ 家庭科における調理等の実習
 - ・ 保健体育科で生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
 - ・ 生徒が密集して長時間活動するグループ学習
 - ・ 生徒が密集して長時間活動する学校行事（文化祭、体育祭、修学旅行等）については別途協議する。

感染症対策を講じることで実施可能な学習活動の留意点。

- 当分の間、上記の学習活動ができない可能性が高いことを踏まえ、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を講じる。
- 各教科等に共通する感染症対策として、
 - ・ 共用の教材、教具、情報機器などを適切に紙ウエス等から拭きをする。
 - ・ 共用の教材、教具、情報機器などを触る前後で手洗い・除菌行為を徹底する。
 - ・ 机について、共用する場合は使用（前）後に石けんで手を洗う。
- 体育の授業の実施に際しては、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫をする。
 - ・ 生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、安全な実施が困難である場合、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫をする。
 - ・ 可能な限り授業を屋外で実施し、生徒が集合・整列する場面を避けるなどの工夫をする。
 - ・ 用具を使用する前に適切に消毒、授業の前後に手洗いを徹底するなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じる。

6 業者模試の校内実施について

省略

7 部活動について

分散登校期間中の取扱い（6月15日以降の取扱いについては、改めて指示する。）

省略

留意事項（6月15日以降も当面）

- ・3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫する。
- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動だが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師が部活動の実施状況を把握する。
- ・生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させる。
- ・部室等の利用に当たっては、短時間の利用とする、一斉に利用しないなどに留意するよう指導する。
- ・生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ自宅で休養するよう指導する。
- ・生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
- ・部活動で使用する用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないように指導する。
- ・体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。

8 食堂の利用等について

分散登校期間中の取扱い

省略

6月15日以降の取扱い

- ・生徒の校内での食事は可とする。
- ・食堂は営業する。
- ・食堂で提供される食事のみの利用とし、食事後は速やかに退室する。
- ・食堂の利用にあたっては、南向きの席のみで、隣席を開けて座るよう、予め席を間引く。
- ・混雑する場合は、入場を規制することがある。

9 職員について

- 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策に取り組んでいただくほか、飛沫を飛ばさないようにマスクを着用する。
- 校舎、教室および職員室に入る場合には石けんで手洗いをする（消毒液は補助的に使用する）。
- 黒板消しは複数が使用することから、十分に石けんで手洗いをする。
- 質問を受ける時や面談の時には、必ずマスクを着用し、可能な限り生徒との間隔を確保し、できるだけ真正面を避けるようにする。
- 毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理を徹底していただくとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養する。
- 職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2m）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をするよう心掛ける。
- 各種会議等を行う際は、最少の人数にしぼること。換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、

オンライン会議システムなどを活用することが考えられる。

【6月15日以降の学校運営について】

10 教育活動について

- 6月15日から通常活動とする。
- 授業については、各教室で可能な限り間隔をとる、マスクを着用する、換気を行うなどの対策を行ったうえで、通常どおり実施する。
- 感染が不安で出席できない生徒については、「欠席」とする。

11 学習活動について

- 生徒が長期間、近距離で対面形式となるグループワークや近距離で大きな声を出す活動は、可能な限り感染症対策を行ったうえで実施を検討する。
 - ・例えば、どうしても周りの者同士で相談等する場合は、1メートル以上の身体的距離を確保する。
 - ・1メートルの距離が確保できない場合は、できるだけ距離を離し、換気を十分に行う。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせる。
- 特別教室の使用については、生徒の手洗い、マスクの着用を徹底したうえで、生徒が対面にならないよう着席させるなどの工夫を凝らす。授業では、長時間の話し合いなどは、設定しない等の配慮を行う。
- 生徒が準備できない共用の用具については、生徒が手洗い、マスクの着用を徹底したうえで使用する。
 - ・生徒間の用具の貸し借りは行わない。

12 部活動について

- 別紙「通常登校の再開にともなう部活動の取扱いについて」（令和2年6月10日）のとおりとする。

13 昼食について

昼食前後

- ・昼食前後に必ず手洗いを行う。
- ・生徒は、持参した布や紙ウエス等で机を拭きし、持参のナプキン等を机の上に敷くよう心がける。
- ・自分が出したゴミは自分で持ち帰り廃棄する。持参したナイロン袋等に入れて持ち帰るのが望ましい。

昼食場所

- ・食事中は、特に換気に留意する。
- ・教室内で食事をする場合は、自分の机で食べ、机の配置をグループや対面にせず、机の間隔をできるだけあける。
- ・教室が密にならないように、屋外等教室以外も利用する。
- ・屋外等で食事をする場合は、輪になったり対面せずに十分な距離をとる。

食事中

- ・会話を控えて食べる。立ち歩かない。
- ・箸は、口に触れる部分を触らない。

食堂の利用

- ・食堂で提供される食事のみの利用とし、食事後は速やかに退室する。（再掲）
- ・混雑しないよう、利用時間をずらす等の工夫をする。
- ・特に食券の購入、食器の受け渡し時には密にならないよう留意する。
- ・食堂の利用にあたっては、南向きの席のみで、隣席を開けて座るよう、予め席を間引く。（再掲）
- ・混雑する場合は、入場を規制することがある。（再掲）

14 熱中症対策について

- 基本的には、常時マスクを着用することが望ましいが、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外し、換気や身体的距離を保つ等の配慮をする。また、体育の授業でマスク着用は必要としない。
- 厳しい暑さが予測されることから、水分補給等熱中症対策にも十分留意する。
 - ・授業中の水分補給について、各自で適宜、節度を守って行う（職員も同じ）。
- エアコンを有効利用する。なお、エアコンの使用時においても換気は必要である。
 - ・授業中は、対角2箇所以上の窓やドアを 10 cm以上開けておく。
 - ・休憩時間は窓を開け換気に努める。

15 心のケアについて

- きめ細やかな健康観察をはじめ、生徒の状況を把握し、必要に応じてスクールカウンセラーと連携するなど、心の健康問題に適切に対応する。
- 職員についても、十分留意する。

通常登校の再開にともなう部活動の取扱いについて

※ 今後の感染状況により活動が制限されることもある。

1 部活動の段階的な取組

区分	期間	活動日数と時間	公式試合※	練習試合	合同練習	合宿
Ⅰ	6月15日(月) ～6月21日(日)	平日3日2時間上限 休日1日2時間上限	×	学区内○	学区内○	×
Ⅱ	6月22日(月) ～7月9日(金)	平日4日2時間程度 休日1日3時間程度	×	県内 ○	県内 ○	×
Ⅲ	7月10日(金)～			当面の間、県内のみ		
			○	○	○	○

※ 公式試合については、高体連・高野連・体育協会に7月9日まで開催自粛協力を要請済み。

6月15日(月)～6月21日(日)の留意事項

- ・平日の早朝練習は、7時30分から45分上限(45分カウント)とする。
- ・平日は18時30分完全下校(延長届が出た場合は19:00)、6月17日(水)・19日(金)は18時10分完全下校とする。
- ・登下校の服装は、通常どおりとする(部活動時服装での登下校不可。22日以降も同様)。

6月22日(月)～の留意事項

- ・平日の早朝練習は、7時30分から45分上限(45分カウント)とする。
- ・平日は18時30分完全下校(延長届が出た場合は19:00)とする。

2 部活動再開にあたっての留意事項

(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

これまでの感染拡大防止対策等に関する通知等を遵守し、引き続き感染拡大防止に努める。
また、各競技団体の活動制約を遵守し、種目の特性に応じた感染防止対策を実施する。

(2) 今年度の部活動指導

顧問は、今年度は、不測の事態が起こりうることを想定し、例年行っていた計画や練習内容等を見直し、余裕のある練習計画を立てて指導を行う。

また、生徒の健康状態や技能レベルを適切に把握し、段階的に専門的な練習内容へと移行していく。

(3) 公式試合、練習試合、合同練習、合宿等

顧問は、生徒の参加について、生徒の状況や保護者の意見等を踏まえ判断する。

また、実施する場合は、県内や会場周辺地域の感染状況を注視し、競技特性に応じた感染拡大防止対策に努める。

さらに、感染状況によっては、少しでも不安や課題があり、対応することが困難な場合には、すみやかに中止する。